

Pick Up!

出産・育児をサポートする公的保障 制度って？

子どもを育てていくには、大きなお金が必要になっていきます。そんな負担を補う公的保障をしっかりと活用していきましょう！

監修

ファイナンシャルプランナー／世継祐子さん

企業や個人の顧問ファイナンシャル・プランナー、各種セミナーの講師などを務めている。また、テレビや雑誌などのメディア取材も多数。http://www.ff-fukuoka.com/



※支給要件など詳細は各窓口へご確認ください。

一人親の家庭を支える 児童扶養手当



離婚や未婚での出産、配偶者の死別などで、ひとり親の子育て家庭が受給できるのが「児童扶養手当」です。もらえる金額は、所得額などによって異なります。全額支給の場合は、子どもひとりに月額4万2330円（子どもが2人で5000円加算、3人以上で3000円ずつ加算）でしたが、昨年から支給額が引き上げられて、2人目は親の年収が171万7000円未満であれば1万円、3人目以降は親の年収が227万1000円未満の場合、6000円が加算となります。18歳で子どもが高校を卒業する3月まで対象となります。

4月から物価の上下に合わせて支給額が変わる「物価スライド制」が加算額にも導入されます。まずは、市区町村役場の児童支援課などに相談してみてください。

支給される金額

金額支給の例		
子ども1人	子ども2人	子ども3人以上
42,330円	52,330円	子ども1人の支給額に 6,000円ずつ加算

※所得などにより金額が変わります。

ワンポイント

- 父子家庭でも、父親の収入が規定内の場合には受給が可能
- 配偶者からのDVも対象
- 配偶者のDVで、裁判所から保護命令が出ている場合も対象

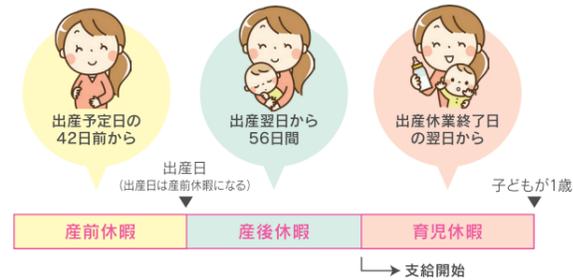
給料の半分以上がもらえる 育児休業給付金



育児・介護休業法によって、子どもが1歳未満を条件に、会社に申し出れば男女問わず育児休業の取得が可能です。雇用保険から「育児休業給付金」が支給されます。

基本的には出産翌日から56日後、産休終了日の翌日からスタートする育児休業が対象です。育児休業開始前の2年間のうち、1か月に11日以上働いた月が12か月以上あること、もし育休中に給与が支払われた場合は、その金額が休業の8割未満であること、育休後には仕事に復帰することなどが条件にあります。支給額は、育児休業開始日から賃金日額の67%、181日目からは賃金日額の50%を休んだ日数分だけ受け取ることができます。

育児休業がとれる日数



□標準報酬月額が25万円で10か月の育休を取得した場合

▶最初～180日目まで
25万円×0.67=約167,500円

▶181日目から
25万円×0.5=約125,000円
(167,500×6か月)+(125,000円×4ヶ月)
=1,505,000円

ワンポイント

- 支給要件を満たせば契約社員、パートでも対象に
- 給付金の支払いは育休がスタートしてから4ヶ月から5ヶ月先になる場合もあるので、お金のやりくりに注意が必要
- パパも育児休業がとれる
- パパ・ママそれぞれで育児休業給付金が受給できる

出産に伴う費用を補う 出産育児一時金



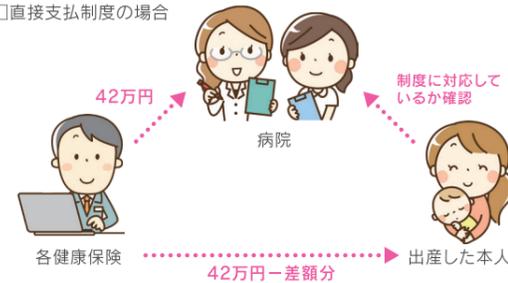
健診や入院などの費用を個人で負担するのは大変ですが、申請すれば健康保険から補うことができます。出産した本人の加入している国民健康保険や健康保険から子ども1人につき42万円（双子の場合は84万円、22週未満で出産した場合は1人あたり39万円、妊娠12週以降の流産や死産でも支払対象）の出産育児一時金が支給されます。

出産した女性が、夫などの家族の被扶養者の場合は、夫などが加入している健康保険から「家族出産育児一時金」をもらうことができます（支給額は同額の42万円※出産育児一時金と重複して受け取ることはできません）。

出産育児一時金の受給方法

- CASE 1 直接支払制度**
健康保険などから病院に42万円が直接支払われます。病院などでかかった自己負担額は、その差額分。全ての費用が42万円未満の場合は差額が戻ります。
- CASE 2 受取代理制度**
本人が手続きをし、受給は病院となり、支払う費用は一時金を超えた差額分になります。この制度に対応していない病院もあるので、確認が必要。
- CASE 3 出産後に申請**
費用を病院に支払った退院後に、申請書を各健康保険に提出し、支給してもらいます。

□直接支払制度の場合



出産に備える働くママが申請できる 出産手当金



出産で会社を休んだ間に、生活をサポートしてくれるのが「出産手当金」です。支給される期間は、出産の日以前の42日間（双子以上の場合は98日間）から、出産した翌日以後の56日目まで、会社を休んだ期間が対象です。出産予定日より遅れたとしても、その期間も出産手当金の対象になり、逆に予定日より早い場合は支給の対象にはなりません。

健康保険に加入している方は（パートやアルバイトでもOK）支給の対象です。国民健康保険にはこの制度はありません。支給金額は、1日につき標準報酬日額の3分の2です。



手続き方法

- STEP 1**
産休前に会社から健康保険出産手当金支給申請書をもらう
- STEP 2**
書類に必要事項を記載し、出産後に医師や助産師から証明を受ける
- STEP 3**
産休明けに出勤簿・賃金台帳のコピー・健康保険出産手当金支給申請書・医師・助産師の証明書などを申請する

窓口：各健康保険